

令和3年第15回教育委員会臨時会
(11月26日開会)

台東区教育委員会

○日 時 令和3年11月26日(水)午後1時30分から午後1時43分

○場 所 台東区役所 6階 教育委員会室

○出席者

教 育 長	矢下 薫
委 員	高森 大乘
委 員	垣内恵美子
委 員	末廣 照純

○出席者

事務局次長	梶 靖彦
兼中央図書館長	
庶務課長	佐々木洋人
学務課長	福田 兼一
児童保育課長	横倉 亨
放課後対策担当課長	西山あゆみ
指導課長	瀧田 健二
教育改革担当課長	工藤 哲士
兼教育支援館長	

○日 程

日程第1 議案審議

第32号議案 東京都台東区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例の一部を
改正する条例の意見聴取について

第33号議案 東京都台東区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条
例の意見聴取について

日程第2 教育長報告

1 協議事項

(1) 庶務課

ア 基本的対策徹底期間の継続に伴う教育委員会の対応について

2 その他

午後1時30分 開会

○矢下教育長 ただいまから、令和3年第15回台東区教育委員会臨時会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、高森委員にお願いいたします。

また、神田委員は所用のため、本日の臨時会は欠席でございます。なお、教育長及び在任委員の過半数の出席を得ておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、臨時会は有効に成立しております。

ここで、傍聴について申し上げます。

日程第1、議案審議第32号議案及び第33号議案、日程第2、教育長報告の協議事項、庶務課のアについては、議会報告前、及び台東区新型コロナウイルス感染症対策本部会議報告前の案件であり、傍聴にはなじまないと思われまます。そのため、会議の傍聴を希望する方については、これを許可しないこととしておりますので、ご了承ください。

〈日程第1 議案審議〉

第32号議案

第33号議案

○矢下教育長 それでは、はじめに日程第1、議案審議に入ります。

議案の提案理由、及び内容について、説明をお願いします。

はじめに、第32号議案を議題といたします。関連する第33号議案についても、一括して議題といたします。

庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、第32号議案及び第33号議案を一括してご説明いたします。議案の説明の前に、まずは参考資料、画面共有をしております。こちらの参考資料、令和3年特別区人事委員会勧告等についてご覧いただければと思います。

本年の人事委員会勧告は、職員の特別給について、民間従業員の給与水準と均衡させることを基本とし、10月20日に区長及び議長に対して行われました。

項番1、勧告の概要です。(1)月例給の改訂について、公民比較を行った結果、民間従業員の給与が職員の給与を94円、0.02%下回っている状況ではありますが、この格差は僅少であり、概ね均衡していると言えるものであるため、月例給の改訂を行わない事が適当と判断されております。

続いて(2)、特別給の改訂について、こちらは、年間の支給月数、4.60月を0.15月引下げて、4.45月分とし、引下げ分は、期末手当から差し引くこととしております。実施時期は公布の日としております。

項番2、本年の特別給の改訂の実施について、勧告の内容に基づき、特別給のうち、期末手当の改訂を実施することとしております。

これらの内容について、特別区長会では、勧告どおりに実施することとし、鋭意職員団体と交渉を行い、去る11月19日に妥結をいたしました。

特別区人事委員会の勧告等については以上です。

それでは、議案の説明をさせていただきます。第32号議案、及び次の第33号議案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき、議会への提出前に教育委員会への意見聴取があったことにより、提出されたものでございます。

ではまず32号議案についてご説明いたします。

本議案につきましては、先ほどご説明させていただきました、特別区人事委員会の勧告を受けまして、特別職議員報酬及び給与審議会が去る11月19日に開催され、同日に答申を受けたものを踏まえて改正いたします。

恐れ入ります、新旧対照表をご覧ください。こちら、まず第1条の規定による改訂では、3月に支給される期末手当について0.15月引下げの改正を行います。続いて第2条の規定による改正では、3月に支給される期末手当については、0.1月分引上げ、6月及び12月に支給される期末手当については、0.05月分引下げの改正を行います。

付則をご覧ください。第1条による規定は公布の日から、第2条による規定は令和4年4月1日から施行となっております。

次に、第33号議案について、ご説明をいたします。

改正理由につきましては、冒頭に申し上げました人事委員会勧告を受けて、職員団体と妥結したため、勧告を踏まえて改正をするものでございます。

こちらも新旧対照表でご説明をいたします。先ほどご説明した内容と同様、第1条による改正は、引下げ分を3月で調整するための改正でございます。

次のページ、第2条による改正は、引下げ分を令和4年4月以降に支給する際に、年間を通してならすための改正でございます。

付則です。第1条による改正規定は公布の日から、第2条による改正規定は、令和4年4月1日から施行となっております。

それぞれ、教育委員会意見案といたしましては、原案に異存ありませんといたしました。

第32号議案及び第33号議案についての説明は以上でございます。よろしくご審議の上、原案どおりご決定くださいますようお願いいたします。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 これより採決いたします。第32号議案、及び第33号議案については、原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、原案どおり決定いたしました。

〈日程第2 教育長報告〉

1 協議事項

(1) 庶務課 ア

○矢下教育長 次に、日程第2、教育長報告の協議事項を議題といたします。

庶務課のアについて、庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、協議事項、庶務課のアにつきまして、ご説明をいたします。資料は画面共有をしております画面をご覧ください。

この件につきましては、本日この後、区の対策本部が開催され、そこで決定をされる予定の内容となっております。ご了承ください。

まず項番1、区の対応でございます。こちらは、基本的対策徹底期間でございます。12月1日から以下の対応を行うものでございます。

まず、(1) 窓口業務について。こちらはこれまでの対応を継続してまいります。これまでの対応については、括弧の中に記載のとおりとなっております。

続いて(2) 区有施設についてです。こちら、これまでの対応を継続いたします。

続いて(3) イベント等についてです。こちらにつきましては、国の通知が令和3年11月19日に発出されたものがございますので、そちらに基づいて対策を行うといったような内容となっております。

続いて(4) 台東区新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドラインの改訂についてです。こちらは、区のほうで策定しているガイドラインですが、感染状況を踏まえ、12月1日付で改正をすることになります。主な改正点といたしましては、施設の定員の緩和、利用者向け対策の変更となっております。

こちらの区の対応を受けまして、項番2、教育委員会の対応です。別紙1でご説明をいたします。

まず1番目、小学校、中学校、幼稚園、こども園（短時間）です。内容につきましてはこれまでと同様、10月1日からは、感染症防止対策を徹底しながら、学校園運営を継続いたします。行動基準につきましては、区の学校園版感染症予防ガイドラインのレベル1といたします。

部活動につきましては、これまで、段階的に戻していくといったような対応をしておりますが、12月1日以降、現状、今、通常の活動に戻っておりますので、部活動については、通常の活動を行うというふうにしております。

項番2、保育園、こども園（長時間）、それと3番のこどもクラブ、4番の放課後子供教室、5番の児童館、こちらにつきましては、これまでの対応を継続いたします。

続いて6番、社会教育施設です。こちらにつきましては、開館時間等は既に元の状況に戻っているということで、これまでの対応と変更はないんですが、各室の利用人数の制限につきましては、区のガイドラインの改訂に伴って制限を解除し、定員100%までの利用を認めるといたします。

続いて7番、体育施設です。こちら、閉館時間は既に通常どおりに戻ってはいるところですが、各施設で設けていた利用人数の制限については、解除いたします。

8番、図書館は、これまでの対応を継続いたします。

9番、少年自然の家霧ヶ峰学園、それと最後10番、学校開放。こちらはもう利用を再開しておりますので、そのまま利用を可能とする状況を継続いたします。

以上、簡単ではございますが、基本的対策徹底期間における教育委員会の対応について、ご説明いたしました。ご協議いただき、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。
よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、庶務課のアについては、協議どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

2 その他

○矢下教育長 その他、何かございますでしょうか。
よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、以上をもちまして、臨時会の議事日程は全て終了いたしました。これをもちまして、臨時会を閉じ、散会いたします。

午後1時43分 閉会